

平成 24 年 5 月 21 日

厚生労働省保険局  
医療課長 鈴木 康裕 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 小西 郁生  
公益社団法人 日本産婦人科医会  
会長 寺尾 俊彦  
日本産科婦人科内視鏡学会  
理事長 吉村 泰典  
公印省略

平成24年度診療報酬改定における施設基準新設に関する届出について(要望)

謹啓

平成 24 年度診療報酬改定により、腹腔鏡を用いた手術および K863-3（子宮鏡下子宮内膜焼灼術）について施設基準が新設されたことに伴い、一部施設においては新規に届出が必要となりました。平成 24 年 4 月 1 日に遡って算定するための届出提出期限を 4 月 16 日とすることの周知依頼が 3 月 16 日付にて一部関係団体に向け発出されておりますが、産婦人科関連の内視鏡手術の算定について直接影響を受ける会員が所属する日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会並びに日本産科婦人科内視鏡学会、および外科系諸団体が所属し診療報酬の検討を行っている外保連（外科系学会社会保険委員会連合）はここに含まれておりませんでした。5 月中旬に会員施設から 4 月、5 月の算定に混乱が生じている旨報告を受け、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会並びに日本産科婦人科内視鏡学会では至急会員へ向け注意喚起を行ったところです。本件について周知期間が一カ月と短く、当事者となる施設、特に中小の施設への周知が徹底されないまま運用が開始され、遡っての届出期間も終了してしまうという混乱が生じております。

今後、診療報酬改定に関し各施設による届出等対応が必要な件については、中小の施設に至るまで全国の関連施設に時間的余裕をもって周知徹底がなされ、関連する専門学会等へもご通知下さいますようお願い申し上げます。さらに、今回生じております混乱の収束を図る為、可能であれば届出に関しての猶予をいただきたく、ここに善処を要望するものです。

本件について何卒ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

敬白